

【HP公開用】

令和3年度

山形地方最低賃金審議会

[第3回]

議事録

令和3年8月6日（金）

於 山形労働局 大会議室

山形労働局

1 日 時 令和3年8月6日(金)
10時00分～10時35分

2 場 所 山形労働局 大会議室

3 出席者(委員15名)

(公益委員)
押野 正徳 委員
コーエンズ美子 委員
本間 佳子 委員
丸山 政己 委員
村山 永 委員

(労側委員)
大類 亜季 委員
小川 修平 委員
金子 浩 委員
長瀬 久子 委員
長谷部 泰晴 委員

(使側委員)
岩田 雅史 委員
太田 宏明 委員
加藤 祐悦 委員
丹 哲人 委員
原田 雅人 委員

(山形労働局) 局 長 小森 則行

(事務局) 労働基準部長 横田 秀樹
賃金室長 石山 裕之
賃金指導官 中里 康浩
賃金係長 牧野 朋子

4 議 事

- (1) 山形県最低賃金の改正決定について(答申)
- (2) 特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について

5 そ の 他

6 閉 会

令和3年度 第3回 山形地方最低賃金審議会議

【R3.8.6(金)】

会 長 本日は、お忙しいところ、また、お暑い中ご出席いただきありがとうございます。
ます。

ただ今から、本年度第3回山形地方最低賃金審議会を開催いたします。

初めに、本日の出席者、それから審議に入る前に報告すべきことがありまして併せて事務局からお願いいたします。

賃金室長 本日は、委員の皆様全員が出席されていますので、審議会開催の定足数を満たしていることをご報告いたします。

また、本日の審議会は原則公開するということになっておりましたので、傍聴人の申込みの公示をいたしましたところ、8名の申込みがあり傍聴いただいております。

また、報道機関からも4社の申込みがあったことをご報告いたします。なお、カメラ撮影は頭撮りと答申文、諮問文手交場面を許可しておりますので、併せてご報告いたします。

続きまして、第2回の本審以降にお受けした要請について報告いたします。資料3-1と3-2をご覧ください。山形県労働組合総連合、日本共産党山形県委員会から、それぞれ最低賃金の大幅引上げ等を求める要請があり、専門部会では報告済であります。改めて本審の場で報告させていただきます。

会 長 それではここから審議に入りますので、報道機関の方、カメラ撮りは一旦ここまでとしてご着席をお願いいたします。

なお、ただ今ありましたとおり、答申文、諮問文の受渡しの場面の撮影につきましては、そのタイミングでまた時間を取りますので、指示に従ってください。

まず一つ目の議題ですが、山形県最低賃金専門部会の審議結果について、コーエンズ部会長からの報告をお願いいたします。

各委員に部会報告の写しを配付願います。

(事務局から各委員に部会報告書写しを配付)

コーエンズ部会長 それでは、報告書を読み上げる形でご報告させていただきます。

(報告書読み上げ)

会 長 ただ今受けました報告につきまして、この後各委員からご意見を伺った上採

決ということになります。引き続きこのまま公開の形で審議を行いたいと思いますが、異議ございませんね。

(異議なし)

会 長 それでは、ただ今の報告のとおり、専門部会では29円引き上げて822円とする結論に至ったということでございます。部会報告について各側委員からご意見をお聞きしたいと思います。
 労側いかがでしょうか。

(意見なし)

会 長 使側いかがでしょうか。

(意見なし)

会 長 公益委員はいかがですか。

(意見なし)

会 長 では、部会報告について採決に移ります。
 山形県最低賃金の改正について、当審議会として部会報告のとおり時間額にして29円引き上げて822円とすることで答申したいと思いますが、これについて賛成の委員の挙手を求めます。

(公益委員4名、労働者側委員5名が挙手)

会 長 続いて反対の方、挙手をお願いいたします。

(使用者側委員5名が挙手)

会 長 採決の結果、会長を除き、賛成の委員が9名、反対の委員が5名ですので、過半数の賛成を得たと認められますので、山形県最低賃金を部会報告のとおり答申することに決定いたします。
 それでは答申文作成のため若干休憩いたしますが、事務局どの程度時間をみればよろしいですか。

賃金室長 5分程度頂戴できればと思います。

会 長 では答申文案作成の間、5分程度休憩といたします。

 (休 憩)

 (事務局から各委員に答申文案の写しを配付)

会 長 それでは、審議を再開いたします。
 当審議会としての答申文案をお配りしましたので、内容をご確認ください。
 皆様、この内容でよろしいですね。

 (異議なし)

会 長 ではこの内容で山形労働局長に答申することといたします。
 報道機関の皆さんには、答申文の受渡しの場面の撮影を許可いたします。

 (会長から局長へ答申文を手交)

会 長 答申文を読み上げてください。

賃金室長 (答申文を読み上げ)

会 長 ありがとうございました。
 それでは、ここで局長からご挨拶を頂きます。

局 長 ただ今、村山会長より山形県最低賃金の改正決定について、答申を頂きました。

 去る6月23日に、山形県最低賃金の改正決定について諮問を行い、ご審議をお願いいたしました。審議会におかれましては、地域の実情や労使の動向などを踏まえ、慎重な審議を尽くしていただいた上、本日、答申を頂いたことについて心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

 特に、専門部会の委員の皆様には、ご多忙の中、また猛暑の中、本日の追加分を含め7回に及ぶ議論を頂きました。重ねて感謝申し上げます。

 今後、本日の答申を尊重いたしまして、改正発効に向けての諸手続を進めてまいりたいと考えております。

 また、改正後の最低賃金の周知広報とその遵守の徹底、並びに今般、要件緩和や拡充が行われる予定の雇用調整助成金や業務改善助成金を始めとした、中小企業、小規模事業場への支援について最大限取り組んでまいり所存であります。

 皆様のご尽力に改めて心より感謝申し上げ、簡単ではございますが、答申に

対する御礼とさせていただきます。誠にありがとうございました。

会 長 ありがとうございました。
それでは、答申後の事務手続につきまして、事務局から説明してください。

賃金室長 今後の手続について申し上げます。
本日答申を頂きましたので、本日から答申内容を公示いたしまして、異議申出の受付を行います。
締切りは8月23日となります。異議の申出がない場合は、9月2日に官報公示、10月2日発効となります。異議の申出がなされた場合は、8月24日午前10時から開催の第4回本審で異議の取扱いを審議いただく予定としております。審議の結果、答申どおりとの結論を頂いた場合も9月2日に官報公示、10月2日発効となりますのでよろしくお願い申し上げます。

会 長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等はございませんでしょうか。

(質問なし)

会 長 なければ、二つ目の議題に移ります。
特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についてであります。これにつきまして労働局長から諮問を受けることとなっております。
ここで諮問文の受渡しを行いますので、報道機関の皆さんには、撮影を許可いたします。

会 長 諮問文の読み上げをお願いするとともに、各委員へ写しの配付をお願いいたします。
(事務局から各委員に諮問文の写しを配付)

局 長 (諮問文を読み上げ)

(局長から会長へ諮問文手交)

会 長 必要性の諮問理由についての説明をお願いいたします。

基準部長 特定最低賃金の改正決定の必要性の諮問理由をご説明いたします。
資料1-2をご覧ください。本年7月26日に、現行の4つの特定最低賃金に係る産業であります、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、自動車・同附属品製造業、自動車整備業の各関係労働組合の代表から、特定最低

賃金の改正決定を求める申出がございました。

当労働局におきまして、その内容を審査しましたところ、資料1-1にありますとおり、適用労働者に対する申出合意労働者の割合がおおむね3分の1以上であり、申出に必要な条件を満たしていると認められることから、本日、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について貴審議会の意見を求める旨の諮問をさせていただき次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 　　ただ今の説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

（質問なし）

会 長 　　それでは、ここから必要性の審議に入らせていただきます。必要性の審議は今回と次回審議会の2回にわたって行います。

まず、労働者側から申出に係る説明とご意見を伺いたいと思います。

小川委員 　　労働者の小川と申します。

特定最賃については、山形県の基幹的産業の労働者の賃金の上昇を図ることによってしっかりと雇用労働者を確保し、その産業の発展、個々の産業に携わる方々の社会的地位の向上にもつなげていきたいと考えておりますので、4業種の申出を行っております。

以上です。

会 長 　　労働者側、他に補足等はございませんか。

（意見なし）

会 長 　　では、続きまして、使用者側からのご意見を伺いたいと思います。

丹 委 員 　　次回も必要性の審議はやりますか。

会 長 　　はい。

丹 委 員 　　では、今回は保留させていただいて、次回申し上げます。

会 長 　　その他にご意見をお持ちの方がいらっしゃいましたら承りますが、よろしいでしょうか。

（意見なし）

会 長 　　それでは、本日はここで終了したいと思います。次回も必要性の審議を引き

続き行います。

次回の日程等について、事務局からお願いいたします。

賃金室長 次回の本審は、8月24日火曜日午前10時から、場所は本日と同じこの大会議室で行います。

本日答申いただいた県最賃の改正決定の答申に係る異議申出があった場合は、まずその審議をしていただき、また、特定最賃の必要性の審議を引き続きお願いしたいと思えます。

会 長 ただ今説明いただいたとおり、次回、第4回の本審議会は、異議の申出がなされた場合の異議審と特定最賃の必要性の審議となります。これらの審議につきましては、原則どおり公開としたいと思えますが、特段のご意見はございませうでしょうか。

(意見なし)

会 長 では次回の審議は公開といたします。

本日予定したものは終了いたしました。発言がありましたらお受けしますが、何かございませうか。

(意見なし)

会 長 ないようので、本日はこれで審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。